

発行/富山県生活文化課・富山県消費生活センター

くらしの情報 とやま

トピックス 家庭でできる夏の省エネ10か条…P3

2004.8.1 No.106

8・9月号

この情報誌は、富山県ホームページ(<http://www.pref.toyama.jp/sections/1711/1711.htm>)でもご覧になれます。くらしの
相談窓
から

インターネットショッピングで買ったデジタルカメラ

相談 インターネット上でデジタルカメラを注文した。代金引換郵便だったので、22,000円払って、受け取った。早速、持っているパソコンにセットしてみたが、機種が合わず使用できないことがわかった。解約したいと申し出たが、断られた。仕方がないのだろうか（45歳、男性）

回答 一般的には、パソコンの画面上に「返品交換できない」とか「パソコンの機種によっては、使用できない」との表示があれば、解約は難しくなります。

自宅にいながら手軽に様々な商品を手に入れることができるインターネットショッピングですが、おもわぬトラブルに巻き込まれることがありますので、次の点に注意しましょう。



インターネットショッピングにおける注意点

申込前

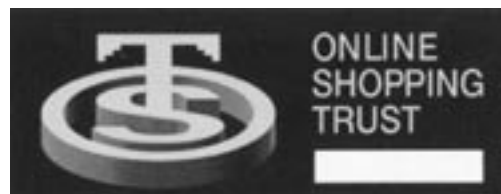
- (1)信用のおける業者を利用する。
 - ・ 広告に、住所や電話番号が書いてあるか確認する。
 - ・ 電話番号に実際にかけてみて、実在するか調べる（特に前払いの場合、なりすましのトラブルが発生することもある）。
 - ・ *「**オンラインショッピングトラストマーク**」が付与されているか否かもひとつの判断材料になる。
 - ・ 保険や*「**エスクローサービス**」があるか確認する。
- (2)代金の前払いは、できるだけ避ける。代金支払後、業者と連絡が取れなくなったり、ホームページがなくなっていることもある。また代金引換郵便も要注意である。
- (3)返品に関する表示を確認しておく。

申込後

- (1)業者の住所、氏名、電話番号などを記録（プリントアウト）しておく。
- (2)注文画面と業者からの承諾通知メールを保存しておく。
- (3)商品が届いたらすぐ確認する。
- (4)支払の控え、商品の配送伝票なども保管しておく（万一のトラブルに対応できるように）。

*オンラインショッピングトラストマーク

(社)日本通信販売協会と日本商工会議所が共同で、事業者の申請に基き所定の審査を行った後、適正と認めた場合に付与するマーク。



(対象事業者)

- ・国内に事業拠点を置いている。
- ・インターネットを利用した消費者向けの通信販売を行っている。
- ・1年程度以上の活動歴がある。

(認証事項)

- ・通信販売業者の実在（商業登記簿謄本または抄本、住民票等による確認）
- ・申請サイト上での特定商取引法による通信販売広告の表示義務事項の遵守

*エスクローサービス

第三者寄託方式といい、第三機関が中間に入り、買主から商品代金を預り、買主が商品を確認した後、預り金を売り主に渡すシステム（手数料要り）

契約の成立

- インターネットショッピングでは、売り主の承諾通知が買主に届いた（メールボックスに読み取り可能な状態）時点で契約は成立します。
- 売り主が買主の申込内容を確認する画面を設けていない場合は、操作ミス（例えば、商品を10個注文するつもりが誤って100個と入力）による契約は無効となります（電子契約法）。

その他の通信販売

(1)ネットオークション

出品者と落札者が事業者でなく個人である場合、消費者を保護し、事業者を規制する特定商取引法は適用されません。つまり、出品者は責任者の明示という規制を受けないため、住所、氏名がなくてもメールアドレスだけで、取引ができることとなります。取引は自己責任で行うこととなりますので注意が必要です。

(2)テレビショッピング

- ①テレビ通販は、時間的制約(短時間での映像)のなかで、メリットを強調し、インパクトが強いため、誤解が生じやすいことから、衝動買いに注意することが必要です。
- ②本当にその商品が買いたいのか冷静に考えてみることも大切です。
- ③日時とチャンネルを控え、紹介画面を録画しておきます。
- ④返品制度の有無とその条件を確認しておきます。

通信販売にはクーリングオフ制度がありません！

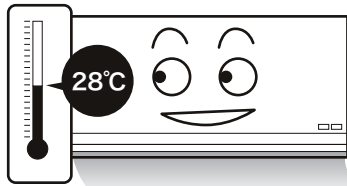
一般商店へ出向いて商品を購入する場合と同様、通信販売にはクーリングオフ制度が適用されないので注意が必要です。

但し、特定商取引法では、販売業者に対し、広告には返品に関する事項を表示すること、例えば「商品到着から〇日以内なら返品できます。返品送料は負担願います。」「お客様の都合による返品はできません。」などを義務付けています。

なお、返品制度の有無が広告に表示されていない場合は、返品や、返金が可能であると解釈されています。

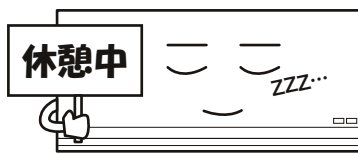
できることから始めましょう！

1



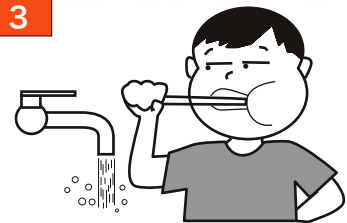
冷房中の室温は28℃以上に設定しましょう。

2



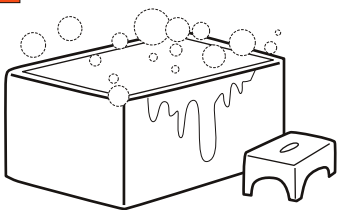
1日1時間エアコンの使用を控えましょう。

3



シャワーや歯磨きのときなど、水の流しっぱなしに気をつけましょう。

4

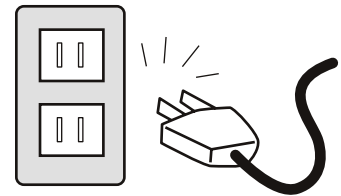


お風呂は冷めないうちに続けて入浴しましょう。

家庭でできる夏の省エネ10か条

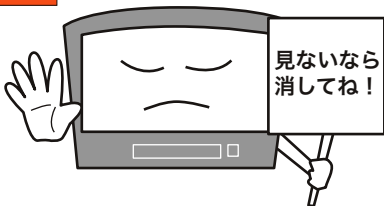
今年もまた暑い夏がやってきました。夏は消費電力の増える季節です。でも、身近なことにちよつとした工夫を加えれば、消費電力を抑え、地球温暖化を防ぐことができます。そんな省エネ活動を10か条にしてみました。8月1日は「夏の省エネ総点検の日」。今日からはじめてみませんか？

5



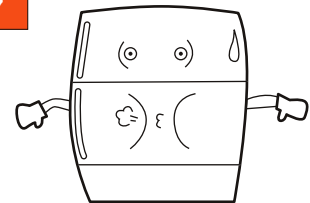
電気製品の主電源をこまめに切りましょう。

6



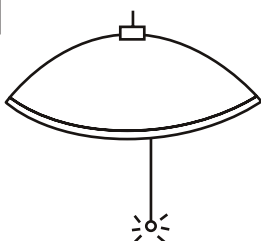
見る番組を決めて、テレビのつけっぱなしをやめましょう。

7



冷蔵庫に物を詰め込みすぎると、冷気の流れが悪くなり、余分な電力を消費します。

8



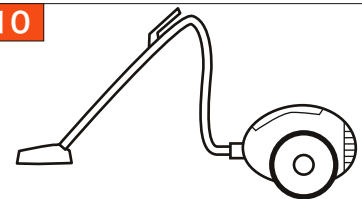
人のいない部屋の電気はこまめに消しましょう。

9



自動車の使用を控え、自転車の利用、徒歩に努めましょう。

10

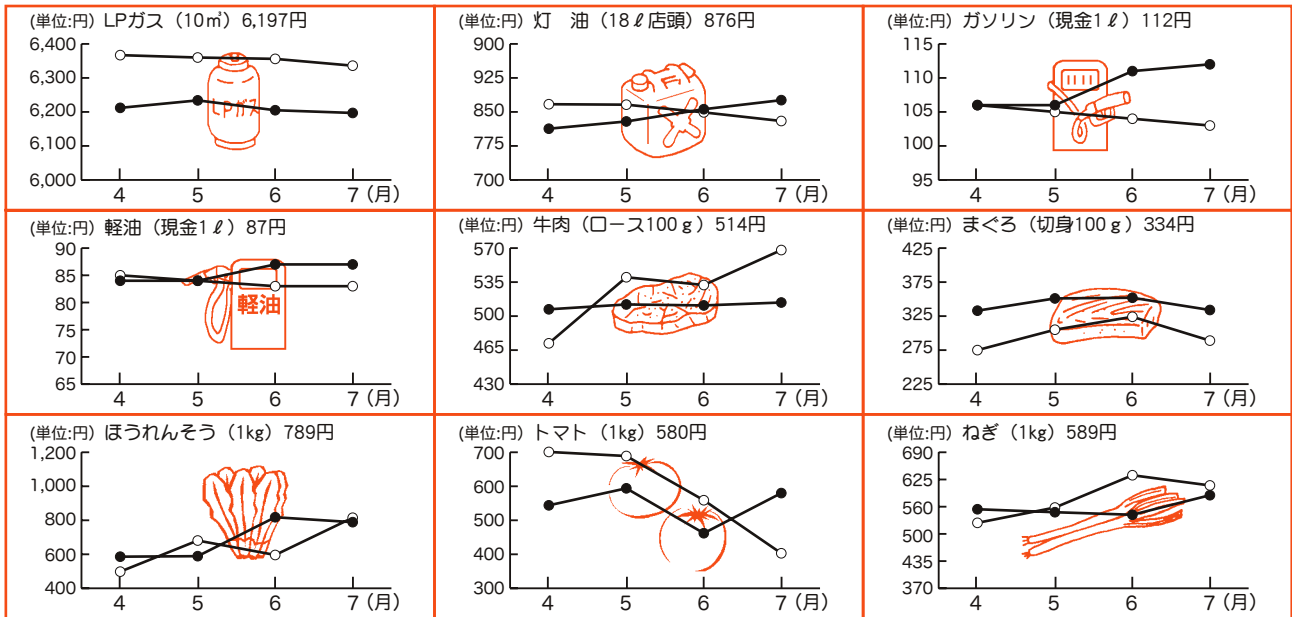


掃除機の集塵袋の手入れを心がけ、効率的な使用に努めましょう。

くらしの価格

生活必需物資価格動向調査結果(7月分)

金額 平成16年7月調査の価格
 ● 今年の価格(消費税込み)
 ○ 昨年の価格(消費税込み)



平成16年4月より、調査店舗は原則として固定しています。

消費生活専門相談員資格認定試験のお知らせ

第1次試験が、平成16年10月2日(土) 富山県民共生センター(富山市湊入船町6-7)で行われます。受験申込書(受験要項)については、90円切手を貼って住所・氏名を明記した返信用封筒(長形3号)を同封して、下記にご請求ください。なお、受験申込は、8月20日(金)必着です。

〒229-0029 神奈川県相模原市弥栄3-1-1

独立行政法人国民生活センター 資格制度事務局 TEL042-758-3164(直通)

<http://www.kokusen.go.jp/shikaku/04shiken.html>

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市 ☎076-443-2047	上市町 ☎076-472-1111 (140)	大島町 ☎0766-52-0065 (205)
高岡市 ☎0766-20-1522	立山町 ☎076-463-1121 (261)	城端町 ☎0763-62-1212 (144)
新湊市 ☎0766-82-8236	宇奈月町 ☎0765-65-0211 (244)	平村 ☎0763-66-2131
魚津市 ☎0765-23-1017	入善町 ☎0765-72-1100 (134)	上平村 ☎0763-67-3211 (15)
氷見市 ☎0766-74-8010	朝日町 ☎0765-83-1100 (152)	利賀村 ☎0763-68-2111
滑川市 ☎076-475-2111 (323)	八尾町 ☎076-454-3111 (333)	庄川町 ☎0763-82-1904
黒部市 ☎0765-54-2111 (163)	婦中町 ☎076-465-2111 (244)	井波町 ☎0763-82-7625
砺波市 ☎0763-33-1111 (143)	山田村 ☎076-457-2111	井口村 ☎0763-64-2211
小矢部市 ☎0766-67-1760 (424)	細入村 ☎076-485-9001	福野町 ☎0763-22-1101
大沢野町 ☎076-467-5810	小杉町 ☎0766-56-1511 (1208)	福光町 ☎0763-52-1111 (245)
大山町 ☎076-483-2517	大門町 ☎0766-52-6961	福岡町 ☎0766-64-5333 (1334)
舟橋村 ☎076-464-1121 (21)	下村 ☎0766-59-2101	

●富山県消費生活センター

富山市湊入船町6番7号(富山県民共生センター内)

☎(076)432-9233(消費生活相談)

☎(076)433-3252(消費者金融相談)

URL <http://www.pref.toyama.jp/branches/1731/1731.htm>

【開所時間】午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

●富山県消費者協会(富山県消費生活センター内)

※土曜日・日曜日に消費生活に関する簡単なアドバイスを行っています。

☎(076)432-5690 午前8時30分～午後5時

●富山県消費生活センター高岡支所

高岡市本丸町7番1号(本丸会館内)

☎(0766)25-2777

(消費生活相談、消費者金融相談)